



セカンドライフの お金のお話



人生100年時代に向けて、 一緒にマネープランについて 考えてみませんか。

安心して豊かなセカンドライフ充実期を迎えていただけるようにこの冊子は工夫をしています。現在の状況を「見える化」した後、今後の「働き方などのライフプラン」や「資産をどのように活用したらいいのか」をじっくり考えてみましょう。

また、セカンドライフの不安は「わからないこと」を解決することで解消されます。「わからないこと」や「不安」は、お気軽に北海道銀行までご相談・お問い合わせください。



タロー



ハナコ

「セカンドライフ」編

セカンドライフの
ポイントを見てください

01～10ページ

● 人生のイベント表	01～02
● 年金ワザ①	03
● 年金ワザ②	04
● 雇用保険・健康保険の手続き	05～06
● 雇用保険(失業保険)	07
● 健康保険	08
● 介護保険	09
● 退職金と確定拠出年金の受け取り方	10

「お金」編

我が家の現状を
チェックしましょう

11～15ページ

● これから必要なお金(家計)	11
● あなたの本当の資産額はいくら	12
● 大切なお金の管理方法① 住宅ローン	13
● 大切なお金の管理方法② 生命保険見直しシート	14
● 大切なお金の管理方法③ 損害保険見直しシート	15

「貯める」「増やす」に
ついて考えてみましょう

16～18ページ

● お金の運用① 4つに分けて商品を選ぶ	16
● お金の運用② 投資の基本	17
● お金の運用③ NISAの活用	18

「相続の知識」編

● 遺言書	19
● 相続の承認と放棄	20
● 相続のスケジュール	21
● 相続税	22

● 「困った時の電話帳」	23～24
● 「運用商品についての留意事項」	25～26
● 「店舗案内」	27～28



働きながらも年金はもらえます。

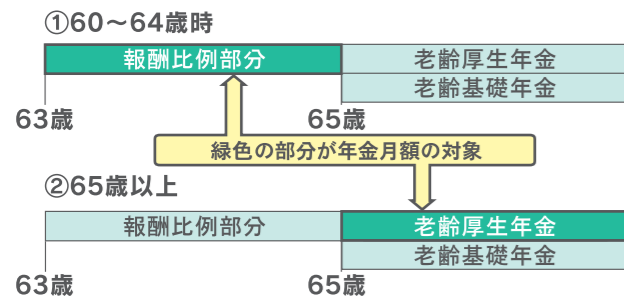
- POINT**
- ① 働くと年金は減額されますが、手取り収入は増えます。
 - ② 老齢基礎年金は給与額にかかわらず全額支給されます。

在職老齢年金

給与(※1)と年金(※2)の合計が48万円を超えると、年金が減額される

- ※1. 毎月の税込給与と直近1年間のボーナスの12分の1の合計
- ※2. 65歳前: 報酬比例部分と定額部分を合計
65歳以上: 老齢厚生年金のみ

● 年金月額を算出する際の対象部分 (昭和37年5月1日生まれの女性の例)



● 在職老齢年金の対象とならない働き方

- 正社員の4分の3未満の労働時間または日数で働く
※101人以上(※1)の企業は週の所定労働時間20時間未満
または月額賃金88,000円未満等で働く
(※1) 2024年10月から51人以上
- 厚生年金制度に加入していない従業員5人未満の
個人事業所等で働く

年金の請求手続きのチェックシート

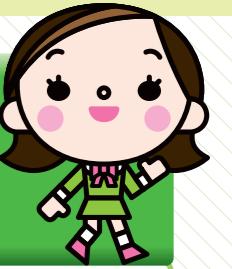
※一般的な例です

ケース	チェック	添付書類等	入手先	
必ず必要な書類等	<input type="checkbox"/>	「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」(共済含む)	本人または年金事務所	
	<input type="checkbox"/>	預金通帳(本人名義)	本人	
	<input type="checkbox"/>	本人のマイナンバーカードまたは通知カード(年金請求書に記載箇所あり)		
	<input type="checkbox"/>	本人の顔写真付き証明書(運転免許証等) (マイナンバーカードの提示がない場合)		
配偶者がいる方	<input type="checkbox"/>	戸籍謄本(全部事項証明書)	本籍地の市区町村役場※1	
ケースにより必要	既に年金受給中の方	<input type="checkbox"/>	本人、もしくは配偶者の「年金証書の写し」	本人、配偶者
	雇用保険に加入されていた(いる)方	<input type="checkbox"/>	「雇用保険被保険者証の写し」もしくは「雇用保険受給資格者証の写し」(離職後7年以上経過の場合、添付不要)	勤務先/ハローワーク

※個人番号(マイナンバー)を記入しない(できない)方は上記必要書類の他に(マイナンバーカードを除く)、「住民票」、「年金手帳」または「基礎年金番号通知書」、「所得証明書」等の添付が必要になります。

※ご夫婦の状況により住民票等が必要な場合がありますので、年金事務所等にご確認のうえ、ご用意されることをお勧めします。

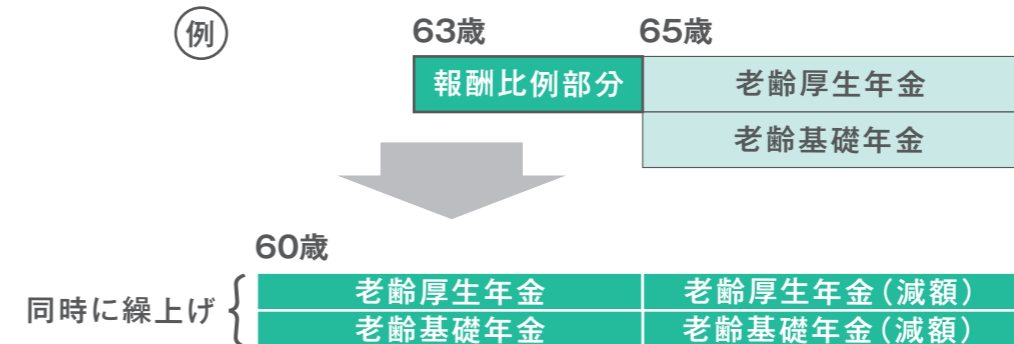
※1 年金支給開始年齢の誕生日前日以降に交付を受ける。



年金の支給開始は原則65歳ですが、希望すれば60~70歳(昭和27年4月1日以前生まれ)の範囲で月単位の選択ができます。

- POINT**
- ① 65歳より早くもらう(繰上げ受給する)と年金額は一生減額(1ヵ月あたり0.4%減: 昭和37年4月2日以降生まれ ※昭和37年4月1日以前生まれは0.5%減)します。
 - ② 66歳以降にもらう(繰下げ受給する)と年金額は一生増額(1ヵ月あたり0.7%増)します。

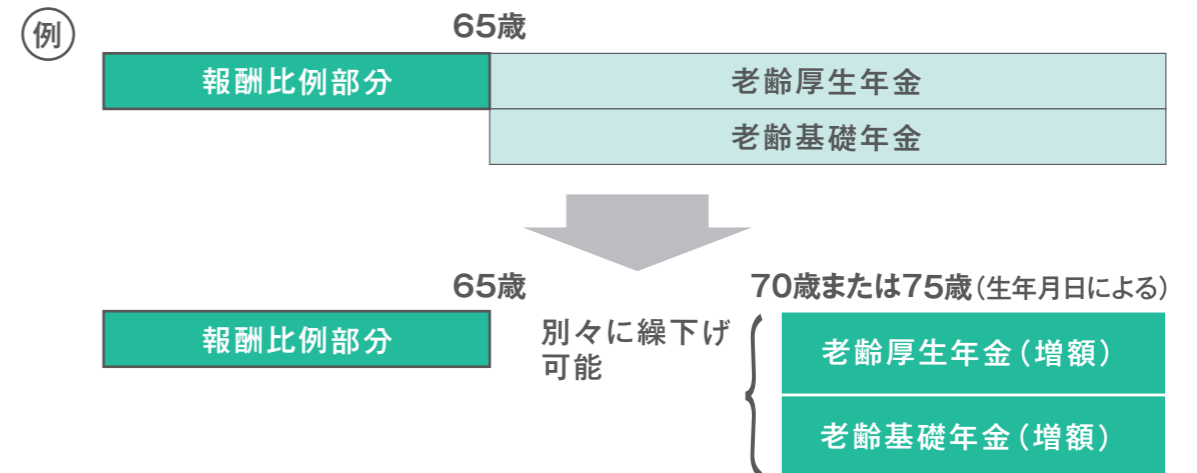
繰上げ受給



● 注意点

- ・ 加給年金額や振替加算額は受給権者が65歳に達するまでは加算されない
- ・ 繰上げ受給の老齢基礎年金を受けると、「寡婦年金」の受給権は消滅し、原則「障害基礎年金」は支給されない
- ・ 65歳になるまでに遺族厚生年金が発生した場合、老齢年金と遺族年金は選択になる

繰下げ受給



● 注意点

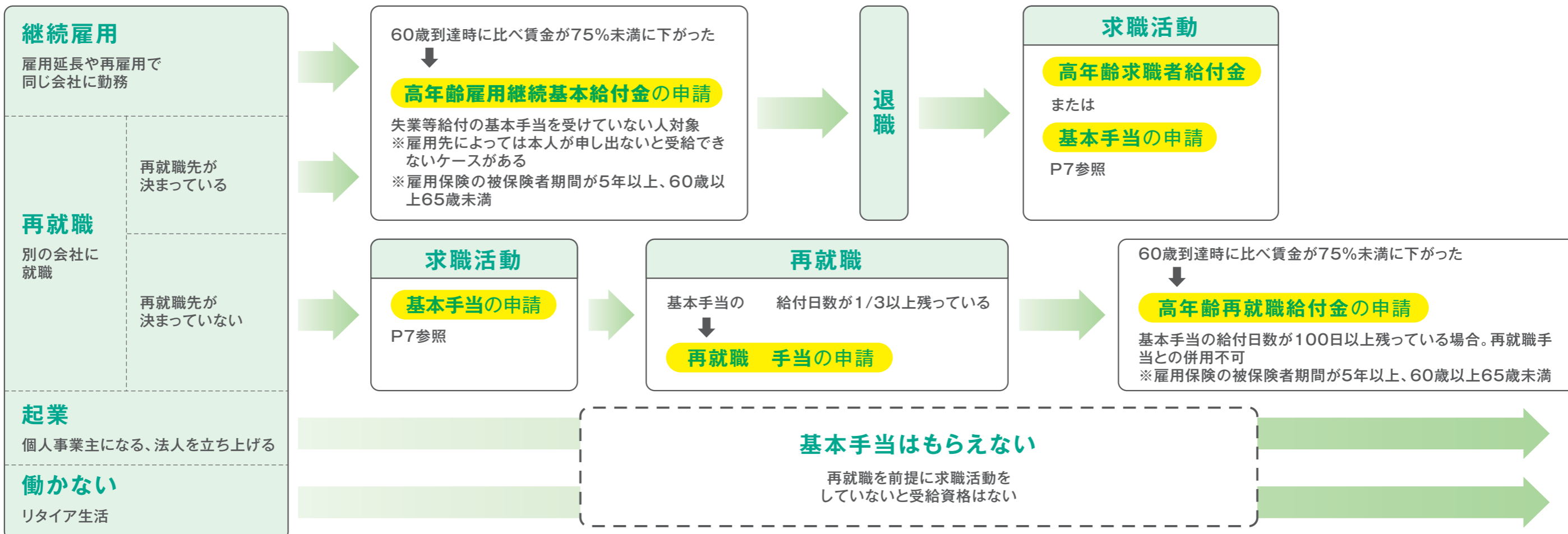
- ・ 報酬比例部分には繰下げのしくみがないため、受給せずに5年経過すると時効で受給できない可能性がある
- ・ 繰下げ受給しても加給年金額や振替加算額は増額にならない
- ・ 加給年金がもらえる人の場合、老齢基礎年金を繰下げても加給年金をもらえるが、老齢厚生年金を繰下げると加給年金はもらえなくなる
- ・ 夫が老齢厚生年金を繰下げた場合に、夫の死亡後に妻がもらう遺族年金は増えない(繰下げしなかった場合と同額)
- ・ 年金の受給額は増えるが、税金・社会保険料も増える

定年退職後は、そのまま同じ会社で働く、別の会社に再就職する、リタイアするなど、様々な選択肢があります。定年前は会社に任せきりだった原則、自分からの申出が必要です。

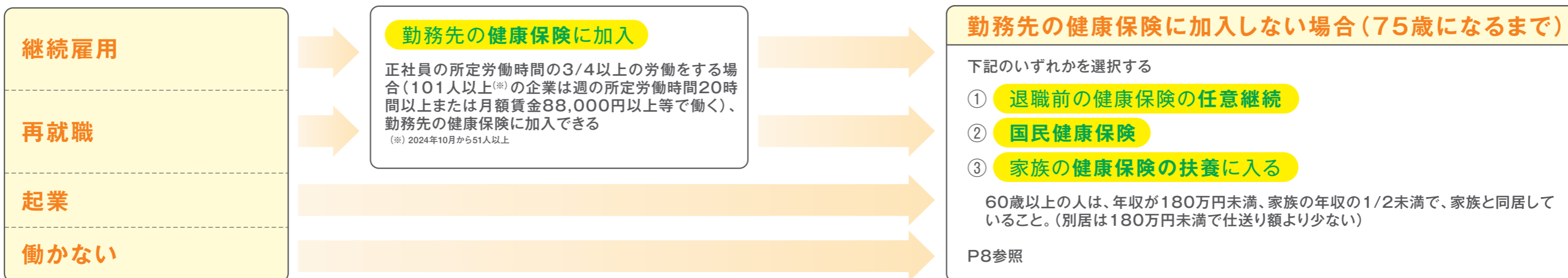


POINT 定年後の就業状況によって、申請する手当や加入できる制度が異なります。

雇用保険



健康保険





雇用保険の基本手当(失業給付)は年齢や働き方によって異なります。早めに“これから”を考えてより有利な選択をしましょう。

POINT

- 65歳までの退職:雇用保険の基本手当(失業給付)と年金のどちらが有利かを確認しましょう。(一般的に雇用保険の方が支給額は多い)
- 65歳前後の退職:支給される給付が全く違うので、どのようにするかを検討しましょう。
- 定年退職は受給期間(原則、退職の翌日から1年間)を延長できるので、すぐに働かない場合は、受給期間の延長手続きをしましょう。

65歳(誕生日の前々日)までの退職

雇用保険と年金は同時に支給されない

基本手当の額 ①×②=受給可能な総額

① 1日あたりの基本手当	退職前の賃金日額	×	給付率	
	離職の日以前 6カ月間の賃金総額※ 180日		60歳未満 5割~8割	60歳以上 65歳未満 4.5割~8割
※賞与等を除く				
② 何日分もらえるか	被保険者期間			
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上	
	90日	120日	150日	
	※定年退職で65歳未満の人			

基本手当日額の上限額 (2023.8/1~)	
30歳未満	6,945円
30歳以上45歳未満	7,715円
45歳以上60歳未満	8,490円
60歳以上65歳未満	7,294円

65歳(誕生日の前日)以降の退職:高年齢求職者給付金

雇用保険をもらっても年金は停止されない

被保険者期間	
1年未満	1年以上
30日分	50日分

雇用保険の各種手続きのチェックシート

(提出は住所地を管轄するハローワーク)

	書類	入手先	期限
受給する際に必要なもの	<input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証	勤務先など	特になし
	<input type="checkbox"/> 離職票1、離職票2	勤務先	退職後10日以内
	<input type="checkbox"/> 運転免許証等(本人確認、住所、年齢の確認できる官公署発行の書類)	本人	すみやかに
	<input type="checkbox"/> 写真2枚(縦3×横2.4cm)※マイナンバーカード提示で省略可能		
	<input type="checkbox"/> 本人名義の預金通帳		
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード(通知カード)		
認定日	<input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証 <input type="checkbox"/> 失業認定申告書 <input type="checkbox"/> 受給資格者のしおり	ハローワーク(説明会で受取る)	指定された日(4週間に1回)



比べるのは保険料と給付内容。すでに加入している保険を任意継続した後に国民健康保険に変更するのが一般的です。

POINT

国民健康保険は前年の収入で保険料が決まるので、時期をみて国民健康保険に変更した方が有利です。

退職後の健康保険の種類

	加入条件	加入可能期間	注意点等
任意継続	退職した前日までに継続して2ヵ月以上健康保険の被保険者であったこと(共済組合は1年以上)	※2年間	・退職直後は国民健康保険よりも有利になるケースが多い ・保険料納付が1日でも遅れると資格を失う
国民健康保険(一般)	・他の健康保険に加入していないこと	※75歳になるまで	・自治体によって保険料は違う
家族の被扶養者になる	・60歳以上の人は、年収が180万円未満、家族の年収の1/2未満で、家族と同居していること(別居は180万円未満で送り額より少ない)		・加入の健康保険により認定審査の厳しさが異なる
特例退職者医療制度	・所属の健康保険組合に20年以上、または40歳以降に10年以上加入していること ・老齢厚生年金の受給権があること		・厚生労働省の認可を受けた特定健康保険組合が独自の医療保険給付を行う制度 ・他の制度より保険料負担が低額になるケースが多い

※75歳以上は後期高齢者医療制度

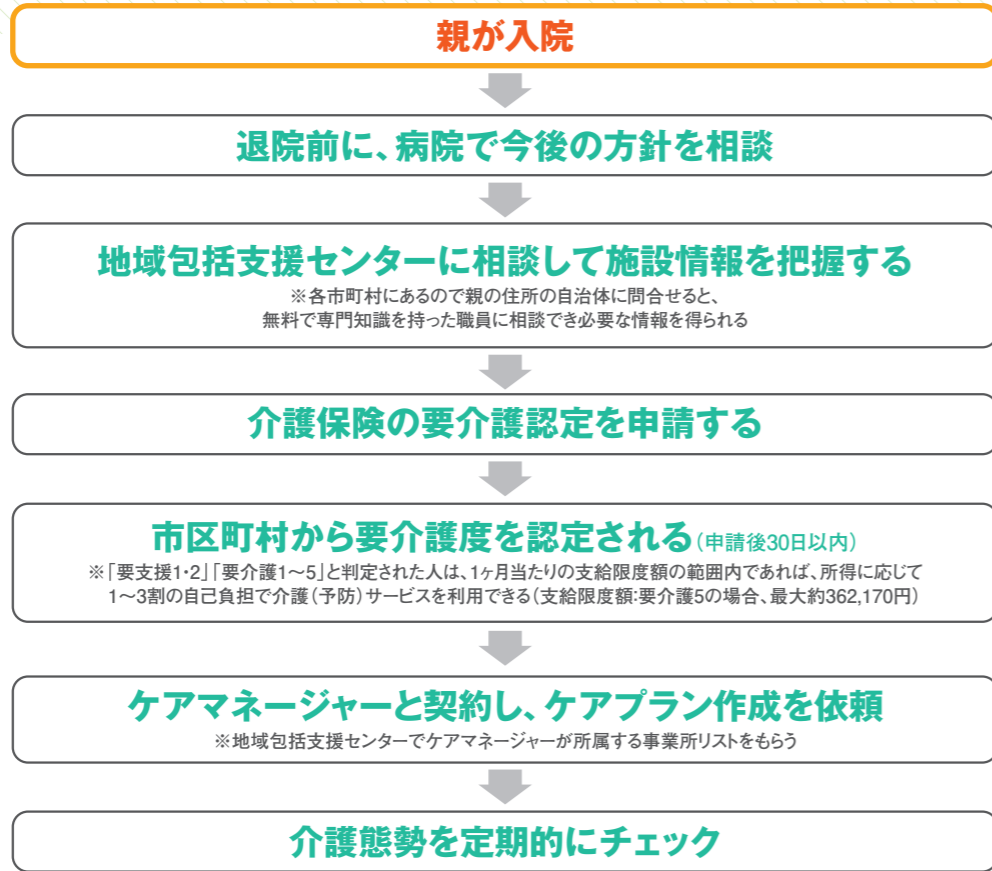
健康保険手続きのチェックシート

	必要書類	提出先	提出期間	納付
任意継続 一般的な 全国健康保険協会 管掌の場合	<input type="checkbox"/> 任意継続被保険者資格取得申請書 <input type="checkbox"/> 退職前の健康保険証のコピー 被扶養者がいる場合 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 健康保険被扶養者届	加入している健康保険組合、又は本人の住所地を管轄する全国健康保険協会	退職の翌日から20日以内	毎月1~10日
国民健康保険(一般)	<input type="checkbox"/> 届出書(市区町村により異なる) <input type="checkbox"/> 健康保険資格喪失証明書 <input type="checkbox"/> 預金通帳 <input type="checkbox"/> 印鑑(通帳使用印) <input type="checkbox"/> マイナンバーカード(通知カード)	住所地の市区町村役場	退職の翌日から14日以内	市区町村による
家族の被扶養者になる	<input type="checkbox"/> 健康保険被扶養者届(家族が勤務先で入手) <input type="checkbox"/> 所得証明書、住民票、退職証明等(加入の健康保険により必要書類は異なる)	扶養者が事業主に届出	被扶養者になった日から5日以内	なし
特例退職者医療制度	<input type="checkbox"/> 特例退職被保険者資格取得申請書 <input type="checkbox"/> 年金証書、世帯全員の住民票の写し等(加入の健康保険により必要書類は異なる)	加入していた健康保険組合	退職日の翌日から3ヵ月以内	健康保険組合による

介護に関連するお金については、
まず地域包括支援センターに相談しましょう。



POINT お金を払ってプロに頼むことも考えましょう。
親の懐事情を考慮して介護方針を決めましょう。



介護をする時に考えておきたいこと

- 親の懐事情を確認
- ・預貯金(キャッシュカードの有無)
 - ・年金年額
 - ・株や不動産の資産
 - ・医療保険、生命保険(保険証券の保管場所)

親のお金で可能な範囲の介護をする

NO

子は無理のない範囲で介護費用を負担する

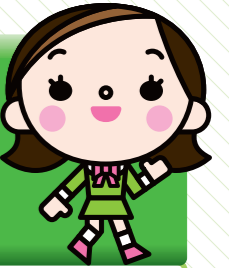
YES

1年間に使える金額を考える

$$\frac{\text{親の預貯金額()万円}}{100\text{歳} - \text{現在の親の年齢()歳}} + \text{親の年金年額()万円} + \text{子の負担年額()万円}$$

※親が100歳まで生きると仮定する

確定拠出年金は受け取り方で税金が大きく異なる
場合があります。また、退職後の住民税に
戸惑う方が多いようです。



POINT ① 確定拠出年金を「年金受け取り」「退職金と同時期に一時金受け取り」「退職金と異なる年に一時金受け取り」する中で、一番税金が少ない受け取り方は人により異なります。
② 退職した給与所得に対する住民税は翌年支払います。また、退職月で住民税の納め方が変わります。

●確定拠出年金(DC)の受取時の税金

選 択 基 準

- ①税金がかからない・少ないのはどの方法か
- ②社会保険料の負担増になるか
- ③DCの手数料負担額

【一般的な方法】

退職金がない、退職金が少ない方	➡ 一時金でもらう (退職所得控除の範囲内だと税金ゼロ)
退職金が多い方	➡ 一時金でもらうが、退職金と年度をずらしてもらう (税率を低く抑えられる)
公的年金等が少ない方	➡ 公的年金等控除の範囲内であれば年金でもらう (ただし、DC運用中の手数料がかかる)

●確定申告をしたほうがいいケース

例	
退職の時	・「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった ・年の途中で退職した
年金をもらい始めてから	・2種類以上の年金をもらっている ・年金の他、会社などから給与をもらっている ・年金以外に20万円を超える所得(収入-経費)がある ・10万円を超える医療費を支払った

●退職時の住民税

退職する前年(前々年)の給与所得に対する住民税		退職した年(1~12月)の給与所得に対する住民税
6~12月退職	1~5月退職	
・退職時(給与・退職金)に翌年5月までに支払うべき住民税の残額を一括支払いするか、退職後に分割(一括)払いするか選択	・5月までに支払うべき住民税の残額は退職時(給与)に一括支払い ・前年の分の住民税は後日送られてくる支払通知書に従って納付	翌年6月以降に支払う



家計はすべてを節約するのではなく、
こだわりの部分を持った
メリハリのあるものにしましょう。

POINT 現在の家計から将来の家計を予測しましょう。

ひと月あたり円

	現在の家計	退職後の家計 (案)	勤労者世帯 (2人以上の世帯)	高齢夫婦世帯 (無職)	65歳以上 単身世帯
実収入			617,654	246,034	134,915
公的年金			25,576	217,060	121,496*
消費支出			320,627	239,441	143,139
食料			80,502	68,078	37,485
住居			20,115	15,791	12,746
光熱・水道			24,421	22,574	14,704
家具・家事用品			13,000	10,397	5,956
被服および履物			11,293	5,087	3,150
保健医療			13,708	15,933	8,128
交通・通信			50,688	29,748	14,625
教育			18,126	2	0
教養・娯楽			29,737	21,804	14,473
その他消費支出			59,036	50,028	31,872
非消費支出(税金等)			116,740	32,449	12,356
黒字			180,286	▲25,855	▲20,580

出所:総務省「家計調査年報(2022年)」

※社会保障給付

個人年金保険の上手な使い方

公的年金の不足を補う

- [確定年金] 5年、10年など一定期間年金が受取れる
- [終身年金] 生きている間、年金が受取れる
- [夫婦年金] 夫婦どちらかが生存している間、年金が受取れる

運用をする(変額年金)

不足分

- ・働く
- ・子どもからの援助
- ・預貯金を使う
- ・個人年金で補う



我が家の資産はどのくらいか。使えるお金と
必要なお金が釣り合っているのかを
把握することが重要です。

POINT 定年後に使えるお金とは、年金や退職金と下記の計算による
「現在の本当のたくわえ=資産額」の合計金額です。

資 産		負 債	
現金	万円	住宅ローン	月々()円
預貯金(普通)	万円		年()回()円
預貯金(定期)	万円		残高 万円
株式(時価)	万円	自動車ローン	月々()円
投資信託(時価)	万円		年()回()円
債券	万円		残高 万円
貯蓄性保険(養老、年金)	万円	学資ローン	月々()円
自宅土地	万円		年()回()円
自宅建物	万円		残高 万円
ゴルフ会員権	万円	その他ローン	月々()円
自動車	万円		年()回()円
その他	万円		残高 万円
合計A		合計B	

現在の本当のたくわえ(資産額)

$$A - B = \boxed{}$$

改善するチェックポイント

- ローンの残高を把握していない
- ローンのボーナス払いの負担が大きい
- 金利の高いローンが多く残っている
- 普通預金が多い
- 使わない車、別荘、ゴルフ会員権などの固定資産がある
- 株式、投資信託などの時価・内容をまったくチェックしていない

1世帯当たり種類別金融商品保有額

(金融資産保有世帯)	(万円)
預貯金	689
金銭信託	18
生命保険	179
損害保険	23
個人年金保険	97
債券	63
株式	320
投資信託	147
財形貯蓄	32
その他金融商品	24
金融資産保有額	1,593

出所:金融広報中央委員会
「家計の金融行動に関する世論調査」(2022年)

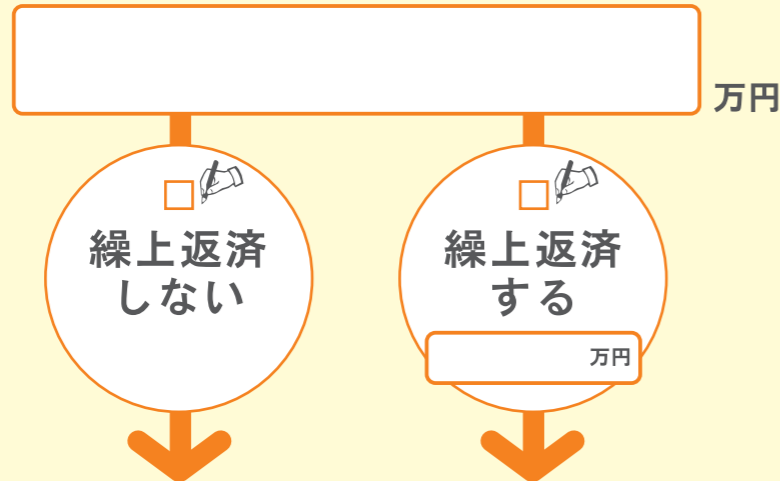
現在払い続けているローンを
どのようにしていくか検討しましょう。



POINT 1.金利が高い 2.残高が多い 3.返済期間が長い
これらのものから早く返すといいでしょう。

住宅ローンをどうするか

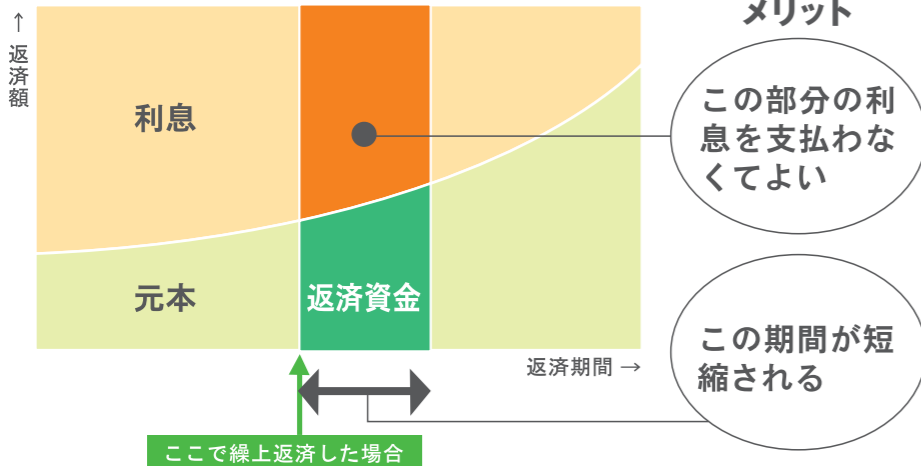
住宅ローン残高



結果

歳まで、月々返済額 円を返済します。

繰上返済のしくみ(期間短縮型)



メリット

この部分の利息を支払わなくてよい

この期間が短縮される

ご注意点

住宅ローン控除
資金(現預金)

繰上返済で返済期間が短縮されますが、住宅ローン控除のメリットが少なくなる、家族のまとった費用支出時に資金(現預金)が不足する可能性があります。

これから必要な保障を考えて、
生命保険を見直しましょう。



POINT ①死亡保障から医療保障・年金へとシフトする方が多いです。
②医療を終身保障にするか、70歳、80歳までなどにするかを考えましょう。
③保険料に無理はないかをチェックしましょう。

公的医療保険の自己負担割合

69歳まで3割負担

70歳～74歳 2割負担(現役並所得者は3割負担)

死亡保障、医療保障の保険

	証券NO	保障額		保障期間		保険料	チェック
		病気死亡	入院日額	死亡	医療		
	記入例	2,000万円	5,000円	65歳	80歳	17,000円	解約
夫		万円	円			円	
		万円	円			円	
		万円	円			円	
		万円	円			円	
妻		万円	円			円	
		万円	円			円	
		万円	円			円	
		万円	円			円	
合計							

年金保険

	証券NO	年金年額	支払期間	保険料	チェック
	記入例	50万円	65歳から10年間	済み	円 ✓
夫		万円			円
		万円			円
妻		万円			円
		万円			円
合計					

ご相談・お問い合わせは生命保険会社等へお願いいたします

高額療養費 療養に伴う自己負担が一定額(下記)を超える場合、超えた分の払い戻しが受けられます

69歳以下		70歳以上			
		ひと月の上限額(世帯ごと)			
		外来(個人ごと)			
標準報酬月額83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	現役並み	年収約1,160万円～	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	
標準報酬月額53万～79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%		年収約770～1,160万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	
標準報酬月額28万～50万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%		年収約370～770万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	
標準報酬月額26万円以下	57,600円	一般	年収約156～370万円	18,000円(年間上限14万4千円)	57,600円
住民税非課税者	35,400円	住民税非課税等	II 住民税非課税世帯	24,600円	
			I 住民税非課税世帯 ※1	8,000円	15,000円

※1 世帯全員が住民税非課税、かつ世帯全員の所得がゼロ(公的年金は控除額を80万円として所得を計算)
ご相談・お問い合わせは市区町村、健康保険組合、全国健康保険協会等へお願いいたします



建物と家財を守ってくれる損害保険の内容について、確認しましょう。

- POINT**
- ① 「火災・風災」「水災」「盗難・水漏れ」「破損等」のどのリスクに備えるか?
 - ② 家財(家具・洋服・電化製品など)に保険をかけるかどうか?
 - ③ 建物と家財に地震保険をつけるかどうか?(一般の火災保険では、地震を原因とする火災損害は補償されない)

	補償額		保険料 (一時払は(済))	支払方法 (年払・月払)	チェック
	補償有無				
建物	火災	火災・風災			
		水災			
		盗難・水漏れ			
		破損等	万円		
		地震	万円		
家財	火災	万円			
	地震	万円			
車	対人	万円			
	対物	万円			
	車輛	万円			
その他	個人賠償	万円			
	ゴルフ	万円			
		万円			
		万円			
合計年間保険料				円	

ご相談・お問い合わせは損害保険会社等へお願いいたします



いつ使うお金かによって重視することは違うので、お金を4つに分けて商品を考えてみましょう。

POINT 換金性、安全性、収益性とリスクのバランス、何を重視しますか?

どうい うお 金が	何を重視 するか	何に使用予定	金融商品名	金 額	運用商品例	ワンポイント アドバイス
いざと いう とき のお 金	換金性 安全性	/		万円	普通預金	定期預金を解約 すればいいので、 普通預金を多く すぎない
				万円	通常貯金	
				万円	定期預金 等	
近い将来 使う 予定 のお 金	安全性	()年後		万円	定期預金 等	元本割れのない 商品で運用する
		()年後		万円		
		()年後		万円		
		()年後		万円		
		()年後		万円		
しばらく 使う 予定 の ない お 金	元本割れは できるだけ 避けたい			万円	定期預金	元本割れをでき るだけ避ける運 用が必要
				万円	個人向け国債 (10年変動金利型)	
				万円	個人向け国債 (5年固定金利型)	
				万円	国債	
				万円	北海道債 等	
				万円		
				万円		
				万円		
				万円		
				万円		
		万円				
合 計				万円		



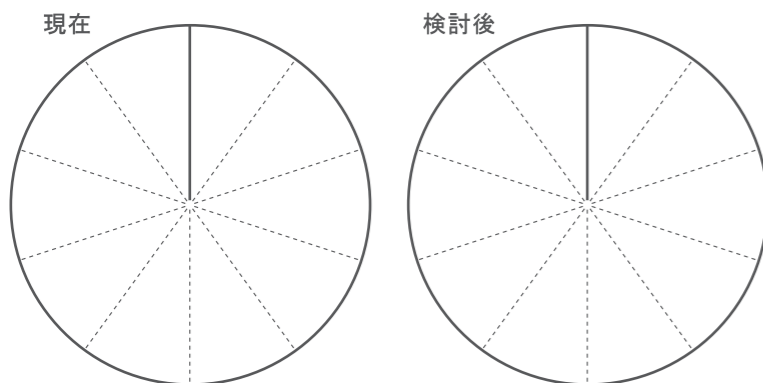
投資信託のポートフォリオを考えてみよう。

- POINT**
- ① ポートフォリオとは、「さまざまな金融商品の組み合わせ」をいいます。
 - ② 長期運用：値動きのある商品なので毎日の値動きよりも、長期間での値動きを重視しましょう。
 - ③ 分散投資：ひとつに集中するのではなく、値動きの違うもの（例えば日本株式と外国債券）に投資する商品を合わせ持ちましょう。

何に投資するか	あなたの保有している商品			検討したい商品		
	商品名	金額	占率	商品名	金額	占率
日本株式		万円	%		万円	%
		万円	%		万円	%
日本債券		万円	%		万円	%
		万円	%		万円	%
外国株式		万円	%		万円	%
		万円	%		万円	%
外国債券		万円	%		万円	%
		万円	%		万円	%
バランス型 <small>外国株+外国債券など 最初からミックスされて 運用するタイプ</small>		万円	%		万円	%
		万円	%		万円	%
不動産 <small>(リート)</small>		万円	%		万円	%
		万円	%		万円	%
合計		万円			万円	

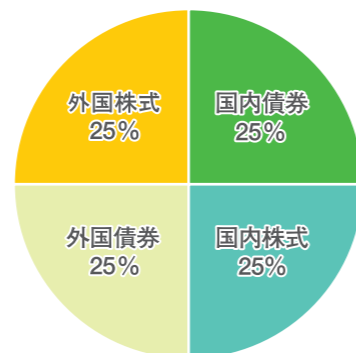
あなたのポートフォリオ

あなたの投資計画を書き込んでみましょう



ポートフォリオの例

年金積立金管理運用独立行政法人の
基本ポートフォリオ



(2023年11月現在)



「NISA」を使うと、投資信託の
分配金と譲渡益を非課税で受け取ることができます。
運用で上手な節税をしましょう。

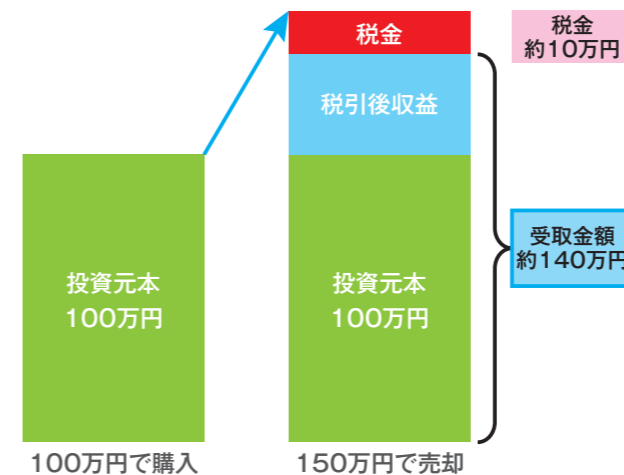
- POINT**
- ① 「特定口座」「一般口座」で購入した株式投資信託等の売買益や配当金等は 20.315%課税されます。
 - ② 「NISA」で購入した株式投資信託等の売買益や配当金等は非課税です。

2024年1月以降のNISA

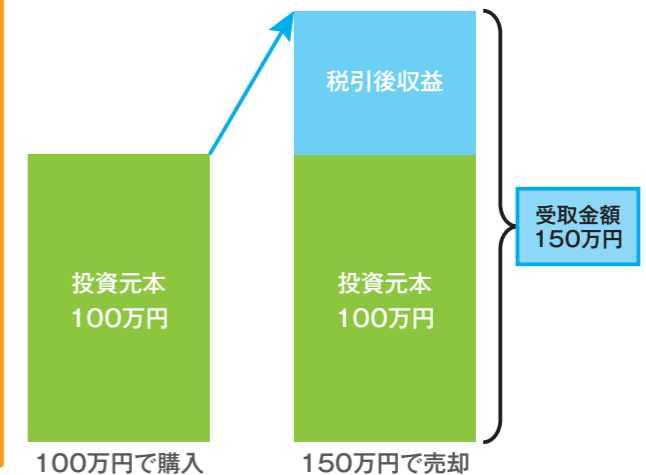
	つみたて投資枠	成長投資枠
年間投資可能額	120万円	240万円
最大投資枠	合わせて1,800万円 (うち成長投資枠は1,200万円)	
非課税保有期限	期限なし	
非課税期間	期限なし	
投資対象	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式、投資信託等 (当行では投資信託のみの取扱い) ①整理・監理銘柄 ②信託期間20年未満、高レバレッジおよび 毎月分配型の投資信託等は対象外
売却時投資枠復活	あり	あり

NISAのイメージ

【特定・一般口座 税率20.315%】



【NISA口座 税率0%】



2023年4月現在の税制・関係法令等です。

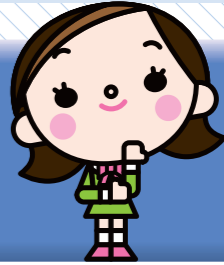
遺言書がない場合、亡くなった方の財産は、相続人全員による遺産分割協議により、その取得者を決定します。



POINT

- ① 家庭裁判所に持ち込まれる財産分けのトラブルの70%は相続財産5千万円以下です。
- ② 相続法の改正により自筆証書遺言の作成方法と保管方法が変わりました。

相続の放棄は相続開始を知った日から原則3ヵ月以内でなければできません。



POINT

- ① 借入金も相続財産なので、相続するかどうかを3ヵ月以内に決めることが大切です。
- ② 限定承認は相続人全員でなければできません。

●遺言書の作成時の留意点

- ・遺言内容の実現をスムーズに行うために、**遺言執行者**を指定しておく
- ・円滑に相続できるように、全ての相続財産の分割方法を指定しておく
- ・**遺留分**問題の回避方法を考える

●代表的な遺言書の種類

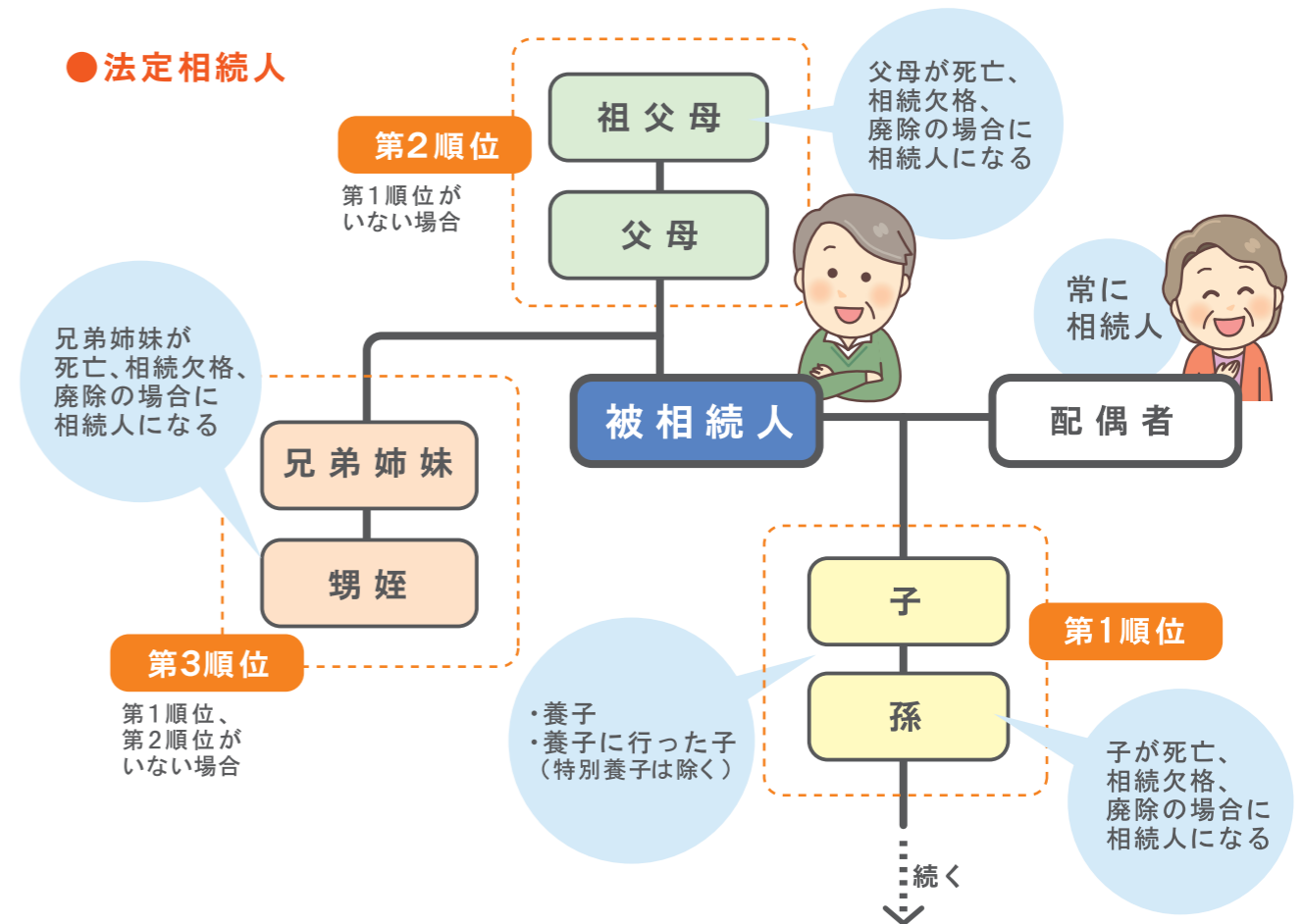
	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
作成方法	遺言者が遺言の全文、日付、氏名等を書き押印。ただし、相続財産に添付する目録は自書しなくてもよい(目録の毎葉ごとに署名押印)	2人以上の証人が立会い、遺言者が口述して、公証人が筆記する	遺言者が遺言書に署名押印して封印⇒2人以上の証人が立会い公証人に提出⇒公証人が日付などを記載後、各自署名押印する
家庭裁判所の検認	・自分で保管：必要 ・法務局に保管：不要	・不要(公証役場に保管)	・必要
留意事項	・方式不備で無効となる可能性がある	・多少の費用がかかる ・証人と公証人に内容が知られる	・方式不備で無効となる可能性がある ・自分で保管 ・費用は11,000円

※検認とは、家庭裁判所が遺言書の形式・状態等を調査・確認する手続き(約2ヵ月半)。

●相続の形態

相続の形態	内容	相続人の行為
単純承認	負債を含むすべての財産を相続する	不要
限定承認	被相続人の積極財産の範囲内で消極財産(負債)を引き継ぐ	<ul style="list-style-type: none"> ・相続開始を知った日から3ヵ月以内に家庭裁判所に申述する ・相続人全員で行う
相続放棄	被相続人の財産を引き継がない	<ul style="list-style-type: none"> ・相続開始を知った日から3ヵ月以内に家庭裁判所に申述する ・単独でできる

●法定相続人



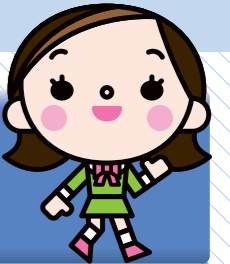
遺産分割の流れをおさえて、「相続の承認と放棄」「準確定申告」「相続税の申告」を期限内に行ないましょう。



POINT

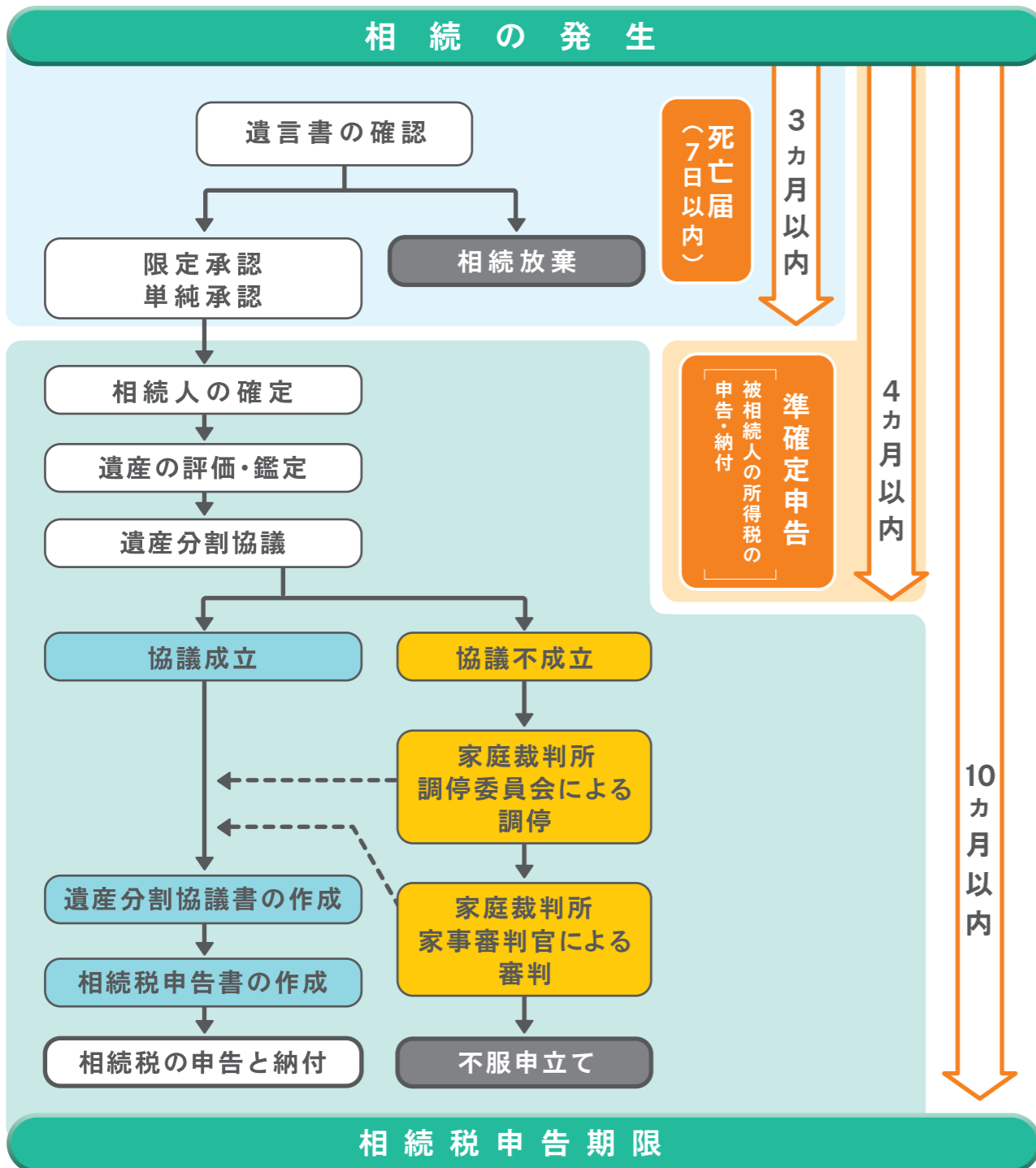
相続税の申告期限は10ヵ月。この間に遺産の分割が確定しない場合、「配偶者の税額軽減の特例」や「小規模宅地の評価減の特例」が適用できない、物納ができない、などの問題が出てきます。

計算方法は複雑ですが、相続税が課税されるかどうかを確認しておくことが大切です。

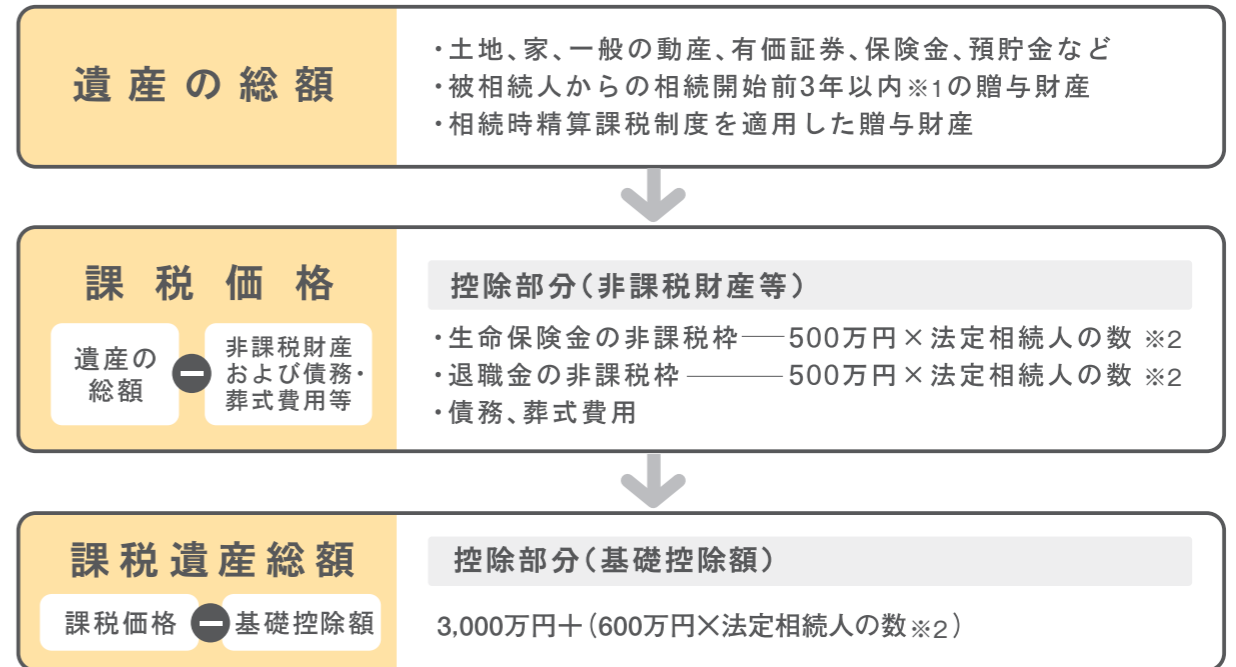


POINT

- ① 課税価格が基礎控除以下の場合、相続税はかかりません。(申告不要)
- ② 妻は相続財産が1億6千万円まで、もしくは法定相続分相当額以下であれば、相続税はかかりません。(申告必要)
- ③ 遺産には被相続人からの3年以内 ※1 の贈与財産も含めて相続税を計算します。



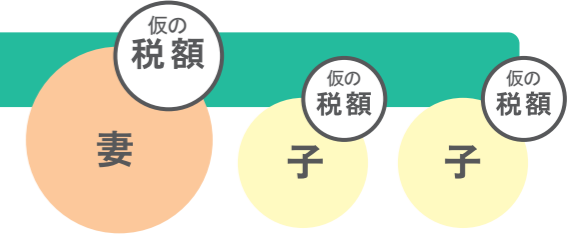
2023年4月現在の税制・関係法令等です。



※1 2024年1月1日より順次延長され、2031年1月1日に7年になる
 ※2 法定相続人の数 ①養子がある場合1人を算入(養子が2人以上で実子がない場合、2人まで)
 ②相続放棄した者がいる場合もその者を算入

各人の仮の相続税額

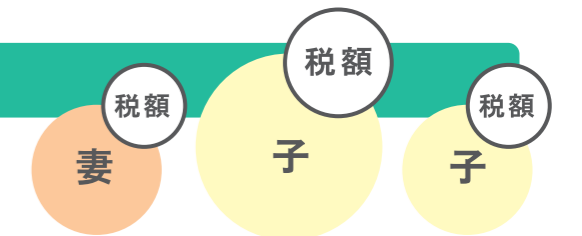
各相続人の法定相続分に分け、それに相続税の税率をかけ、各相続人ごとに仮の相続税額を算出します。



各相続人の税額を合計し、「仮の相続税総額」を算出

各人の実際の相続税額

実際に相続した遺産の課税価格の割合に応じて「各人の相続税額 ※3」を計算します。



※3 配偶者の税額軽減等、税額から控除されるものを差し引きます。

2023年4月現在の税制・関係法令等です。

健康保険について

全国健康保険協会 北海道支部(給付手続き、任意継続等)..... 011-726-0352

年金について

ねんきんダイヤル..... 0570-05-1165

ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル..... 0570-058-555

税金について

最寄りの税務署
(札幌中税務署:011-231-9311 など)

金融商品等

札幌銀行協会(銀行とりひき相談所)..... 011-271-7078

日本損害保険協会 そんぽADRセンター..... 0570-022-808

証券・金融商品あっせん相談センター..... 0120-64-5005

●生命保険協会(生命保険相談所)

札幌・苫小牧..... 011-222-1388 旭川・北見..... 0166-25-5166

函館..... 0138-54-0292 釧路・帯広..... 0154-22-6027

消費生活全般にかかわる相談・トラブル

●消費生活センター

北海道立消費生活センター..... 050-7505-0999

札幌市消費者センター..... 011-728-2121

法律相談(有料)

札幌弁護士会 札幌法律相談センター..... 011-251-7730

資産運用、年金に関するご相談

●投資信託・生命保険・公共債・金融商品仲介に関するお問い合わせ
資産運用コールセンター..... 0120-950-060

フリーダイヤルをご利用いただけない場合..... 011-818-1113

●生命保険の見直しに関するご相談
どうぎん保険プラザ大通..... 011-233-1322

●年金に関するご相談・「年金講演会」「年金・個別相談会」のお問い合わせ
北海道銀行デジタル戦略部(年金デスク)..... 0120-705-501
フリーダイヤルをご利用いただけない場合..... 011-233-1105

ローンに関するご相談

●住宅ローンの新規お申し込みに関するお問合せ、ご相談
※28ページの各ローンプラザをご参照ください。

●各種ローン(住宅ローン、アパートローン、カードローンを除く)のお問い合わせ、ご相談
パーソナルセンター..... 0120-52-0116

●ラピッドカードローンのお申込み、お問い合わせ、ご相談
ラピッド支店..... 0120-433-919

インターネット・モバイルバンキング・どうぎんアプリに関するご相談(個人のお客様)

●ダイレクトサービス・テレホンバンキング・どうぎんアプリに関するお問い合わせ
ダイレクトバンキングセンター..... 0120-506-201
フリーダイヤルをご利用いただけない場合..... 011-818-1125

●ダイレクトサービスの操作方法に関するお問い合わせ
インターネットバンキング ヘルプデスク..... 0120-002-250

苦情等のご相談専用ダイヤル、銀行に関するご相談・ご照会

北海道銀行 お客様相談室..... 011-251-1336

※2023年11月現在

運用商品についての留意事項

本資料に関する留意事項

- この資料は、情報提供を目的として作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。
- この資料の内容は作成日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- この資料は、当行が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- この資料のデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。
- 投資の最終決定はご自身でご判断願います。
- この資料の内容は、作成日時時点の税制に基づいて作成しております。今後の税制改正等に伴い内容が変更になる可能性があります。なお、税金に関するご相談については、専門の税理士等にご確認ください。
- この資料でご案内する商品には、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生じるリスクがあります（リスクの詳細は商品ごとに異なります）。また、購入・保有・解約等にかかる手数料は商品毎に異なりますので表示することができません。
- 各商品のリスクや手数料等については、各商品の説明書等でご確認ください。説明書等は窓口にてご用意しております。

リスク性金融商品における留意事項

【投資信託についての留意事項】

- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 当行で取扱う投資信託は、投資者保護基金の規定にもとづく支払い対象ではありません。
- 北海道銀行は投資信託の募集・お申込等のお取扱を行い、投資信託の設定・運用は運用会社、信託財産の管理等は信託銀行が行います。
- 一部の投資信託には、信託期間中に中途換金ができないものや、換金可能日時があらかじめ制限されているものがあります。
- 投資信託は、株式・債券・リートなど（外貨建てを含みます）の価格の変動をともなう金融商品に投資するため、各市場の変動により投資元本を割込むことがあります。したがって、元本が保証されているものではありません。主なリスクとして、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク等があります。
- 投資信託には、最大3.85%の申込手数料、最大年率2.2%の運用管理費用（信託報酬）、基準価額の最大1.2%の信託財産留保額、その他の費用（監査費用、売買委託手数料、外貨建資産の保管費用等）がかかります。各商品ごとで金額が異なるため、目論見書や契約締結前交付書面等でご確認ください。

【公共債についての留意事項】

- 公共債は預金でなく、預金保険の対象ではありません。また、投資者保護基金の対象ではありません。
- 公共債は、発行者の信用状況の変化等により、投資元本を割込むことがあります。
- 公共債（個人向け国債を除きます）は、金利の変動等により上下する金利・価格変動リスクがあります。したがって、公共債を償還前に売却して換金される場合には、その時の債券相場にもとづき当行が算出した価格で買取りしますので、投資元本を割込むことがあります。
- 公共債を購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 個人向け国債「10年変動金利型」「5年固定金利型」「3年固定金利型」は発行日から1年経過するまでは、原則として中途換金することはできません。
- 公共債のお取引は、クーリングオフの対象にはなりません。
- 個人向け国債を中途換金する際、原則として次の算式によって算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差引かれます。
・直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685

※ただし、ご購入時に初回の利子の調整が必要となる銘柄については、中途換金禁止期間および中途換金禁止期間明けの1回目の利払日の前日までに中途換金する場合、中途換金調整額から初回利子調整額が差し引かれます。

【生命保険についての注意事項】

- 生命保険は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 生命保険は、元本が保証された商品ではありません。
- 当行で取扱う生命保険商品は、商品の種類によって株式・債券など（外貨建てを含みます）の価格の変動をともなう金融商品に投資するため、各市場の変動により将来受取る金額が変動し、投資元本を下回ることがあります。
- 当行での保険商品のご加入の有無が、当行における他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。
- 当行がおこなう生命保険の募集は、お客様と保険会社の保険契約締結の媒介をおこなうもので、保険契約締結の代理権はありません。
- 生命保険には所定の手数料などの諸費用がかかる場合があります。ご負担いただく諸費用やその料率は商品によって異なりますので、詳しくは各商品のパンフレット、契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）、ご契約のしおり（定款・約款）、特別勘定のしおり（変額（個人年金）保険のみ）などをご確認ください。

※2023年4月現在の税制・関係法令等に基づき記載しており、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。

道銀の店舗

店番	支店名	所在地	電話番号
●札幌市内			
<中央区>			
101	本店営業部	中央区大通西4丁目1番地	011-261-7111
103	行啓通支店	中央区南14条西6丁目5番16号	011-521-3231
104	南一条支店	中央区南1条西10丁目3番地	011-261-0301
105	創成支店	中央区北2条東7丁目80番地	011-251-2131
106	旭ヶ丘支店	中央区南11条西22丁目1番5号	011-561-5591
107	中央支店	(本店営業部の店舗内店舗)	
109	薄野支店	中央区南4条西5丁目1番地	011-511-6106
110	西線支店	中央区南6条西15丁目2番1号	011-561-8145
131	桑園支店	中央区北10条西15丁目28番地106	011-618-7701
151	札幌駅前支店	中央区北4条西3丁目1番地	011-241-1241
153	鳥居前支店	中央区北1条西24丁目2番11号	011-611-6421
125	宮の森パーソナル支店	中央区宮の森3条6丁目5番1号	011-612-8000
154	中央市場支店	中央区北12条西23丁目2番6号	011-621-3201
178	道庁支店	中央区北3条西7丁目5番地1	011-281-1313
191	山鼻支店	中央区南22条西12丁目1番1号	011-531-7611
<東区>			
157	美香保支店	東区北23条東8丁目3番5号	011-704-1151
159	東苗穂支店	東区本町1条4丁目7番5号	011-782-7111
167	札幌支店	東区東苗穂6条3丁目4番1号	011-782-1121
172	北栄支店	東区北42条東7丁目1番2号	011-752-1511
174	元町支店	東区北23条東20丁目5番23号	011-783-4121
195	栄町支店	東区北41条東16丁目3番1号	011-784-2311
197	北十五条支店	東区北15条東16丁目1番1号	011-784-1211
<西区>			
155	琴似支店	西区山の手3条1丁目3番22号	011-631-0311
165	西野支店	西区西野3条3丁目2番10号	011-663-2121
120	西野二股出張所	(西野支店の店舗内店舗)	
183	八軒支店	西区八軒1条西1丁目1番1号	011-621-6655
187	宮の沢支店	西区宮の沢1条1丁目1番3号	011-665-5511
<手稲区>			
118	星置支店	手稲区星置1条4丁目2番1号	011-694-3011
164	手稲支店	手稲区前田4条10丁目2番8号	011-682-5111
<南区>			
180	澄川支店	南区澄川3条2丁目3番11号	011-821-8141
189	ふじの支店	南区藤野3条6丁目8番15号	011-591-2191
192	真駒内支店	南区真駒内幸町2丁目1番5号	011-583-4131
193	川沿支店	南区川沿1条1丁目3番58号	011-571-1152
<北区>			
152	札幌駅北口支店	北区北7条西2丁目20番地	011-726-3221
196	光星出張所	(札幌駅北口支店の店舗内店舗)	
158	麻生支店	北区麻生町5丁目1番24号	011-726-2571
162	新川支店	北区新川2条1丁目2番36号	011-756-1221
163	北二十四条支店	北区北23条西3丁目2番32号	011-756-3911
166	篠路支店	北区篠路3条5丁目1番1号	011-771-6251
175	新川中央支店	北区新川2条7丁目3番20号	011-762-9611
186	四番通出張所	北区新琴似8条13丁目2番7号	011-764-8381
123	屯田パーソナル支店	北区屯田6条3丁目5番10号	011-771-7777
124	あいの里パーソナル支店	北区あいの里1条6丁目2番2号	011-778-7777
<豊平区>			
102	豊平支店	豊平区豊平3条7丁目3番19号	011-811-4221
108	月寒支店	豊平区月寒中央通7丁目3番13号	011-851-8241
112	平岸支店	豊平区平岸3条9丁目1番41号	011-821-2481

店番	支店名	所在地	電話番号
171	西岡支店	豊平区西岡3条9丁目6番13号	011-853-7511
<清田区>			
122	美しが丘出張所	清田区美しが丘3条6丁目9番23号	011-885-3003
168	清田支店	清田区清田1条4丁目5番60号	011-881-4411
<白石区>			
111	東札幌支店	白石区東札幌3条1丁目1番18号	011-841-0201
132	白石区役所支店	白石区南郷通1丁目南8番10号	011-861-0777
156	白石支店	白石区本通5丁目北1番22号	011-861-0191
176	北都支店	白石区川下3条5丁目1番1号	011-871-8866
177	流通センター前支店	白石区南郷通19丁目南3番5号	011-862-5333
194	菊水元町出張所	白石区菊水元町3条2丁目2番5号	011-873-1311
198	北郷支店	白石区北郷3条4丁目1番45号	011-871-3111
<厚別区>			
119	平岡パーク支店	厚別区上野幌3条4丁目18番25号	011-896-9131
161	新さっぽろ支店	厚別区厚別中央2条5丁目7番2号	011-891-1111
199	大谷地支店	厚別区大谷地東3丁目3番20号	011-895-0211
●札幌市近郊			
113	恵庭支店	恵庭市泉町1番地	0123-32-4131
117	恵み野出張所	恵庭市恵み野西1丁目8番1	0123-37-1611
115	北広島支店	北広島市栄町1丁目1番地	011-373-3511
160	大麻支店	江別市大麻中町26番地	011-386-8031
169	野幌支店	江別市野幌町56番地	011-384-1231
173	花川支店	石狩市花川北3条3丁目11番地	0133-74-2121
●函館地区			
206	函館支店	函館市本町7番18号	0138-51-2211
201	函館駅前支店	函館市若松町20番1号	0138-22-8161
207	亀田支店	函館市亀田本町37番3号	0138-42-6111
208	十字街支店	函館市末広町10番2号	0138-22-7141
209	東山支店	函館市東山2丁目4番38号	0138-55-2571
210	美原支店	函館市美原1丁目18番7号	0138-42-1711
211	湯川支店	函館市湯川町2丁目27番30号	0138-59-3123
202	木古内支店	木古内町字本町330番地	01392-2-2626
203	今金支店	今金町字今金173番地2	0137-82-0231
●小樽地区			
301	小樽支店	小樽市稲穂2丁目8番9号	0134-23-5111
302	入船支店	(小樽支店の店舗内店舗)	
303	岩内支店	岩内町字高台1番地の4	0135-62-1515
	NISEKO出張所	倶知安町ニセコひらふ1条3丁目6番24号 hirafu188 1階	0136-22-5088
304	寿都支店	(岩内支店の店舗内店舗)	
●室蘭地区			
401	室蘭支店	室蘭市中島町1丁目22番5号	0143-45-2511
407	室蘭駅前支店	室蘭市中央町4丁目1番1号	0143-22-2411
412	東室蘭支店	(室蘭支店の店舗内店舗)	
403	伊達支店	伊達市鹿島町13番地3	0142-23-3188
406	洞爺支店	(伊達支店の店舗内店舗)	
408	登別支店	登別市中央町6丁目1番地5	0143-85-2621
●苫小牧地区			
404	苫小牧支店	苫小牧市表町2丁目1番14号	0144-33-9211
410	苫小牧東支店	苫小牧市新開町4丁目2番18号	0144-57-8130
411	糸井支店	苫小牧市しらかば町6丁目16番12号	0144-74-5111
402	追分支店	安平町追分本町4丁目19番地1	0145-25-2511
405	早来支店	安平町早来大町111番地	0145-22-2531
409	白老支店	白老町大町3丁目2番11号	0144-82-2381
114	千歳支店	千歳市千代田町7丁目1789番3 千歳ステーションプラザ1階	0123-23-5555

店番	支店名	所在地	電話番号
●岩見沢地区			
501	岩見沢支店	岩見沢市4条西6丁目2番地	0126-22-3131
502	栗山支店	栗山町中央3丁目36番1号	0123-72-1325
506	当別支店	当別町園生711番地40	0133-23-2132
507	月形支店	月形町1069番地24	0126-53-2016
508	長沼支店	長沼町中央南1丁目7番2号	0123-88-2727
●滝川地区			
601	滝川支店	滝川市明神町1丁目5番41号	0125-22-5111
602	砂川支店	砂川市西1条北2丁目1番16号	0125-54-2111
603	芦別支店	芦別市北1条東1丁目6番地10	0124-22-3451
604	赤平支店	赤平市字赤平563番地4	0125-32-2111
606	美唄支店	美唄市大通東1条南2丁目2番15号	0126-63-2136
●旭川地区			
701	旭川支店	旭川市2条通9丁目228番地	0166-26-0141
711	神楽支店	(旭川支店の店舗内店舗)	
713	豊岡支店	旭川市豊岡3条3丁目2番9号	0166-31-4181
709	銀座通支店	(豊岡支店の店舗内店舗)	
714	永山支店	旭川市永山3条16丁目3番1号	0166-48-3050
715	大町支店	旭川市大町3条9丁目2397番地	0166-53-1411
702	美瑛支店	美瑛町本町1丁目5番25号	0166-92-1141
703	士別支店	士別市大通東6丁目2295番地	0165-23-2151
704	名寄支店	名寄市西4条南7丁目5番地	01654-2-2111
707	富良野支店	富良野市日の出町5番10号	0167-23-2161
●稚内地区			
801	稚内支店	稚内市中央3丁目11番10号	0162-23-5221
803	天塩支店	(稚内支店の店舗内店舗)	
804	留萌支店	留萌市錦町3丁目2番47号	0164-42-2434
805	羽幌支店	(留萌支店の店舗内店舗)	
●北見地区			
901	北見支店	北見市北1条西1丁目1番地	0157-23-3121
907	北見とん田支店	北見市栄町1丁目1番地の7	0157-24-6111
903	網走支店	網走市南4条西2丁目3番地	0152-43-2161
904	斜里支店	斜里町本町38番地4	0152-23-2131
905	紋別支店	紋別市本町5丁目1番5号	0158-24-2101
906	中湧別支店	(北見支店の店舗内店舗)	
●釧路地区			
920	釧路支店	釧路市北大通10丁目2番地1	0154-23-3111
921	鳥取支店	(釧路支店の店舗内店舗)	
924	釧路西港支店	釧路市鳥取大通4丁目15番地	0154-51-6811
922	白糠支店	白糠町東2条南2丁目3番地3	01547-2-2161
923	根室支店	根室市花咲町2丁目31番地	0153-24-4115
925	中標津支店	中標津町大通北1丁目2番地1	0153-72-8001
●帯広地区			
951	帯広支店	帯広市西3条南9丁目23番地	0155-23-7111
957	西五条支店	帯広市西5条南20丁目1番地	0155-24-1988
958	帯広西支店	帯広市西19条南3丁目55番15号	0155-36-7111
953	音更支店	音更町木野大通東12丁目1番1号2	0155-31-1411
954	芽室支店	芽室町本通3丁目1番地	0155-62-2111
955	広尾支店	広尾町本通7丁目7番地の1	01558-2-3121
956	足寄支店	足寄町南1条3丁目1番地	0156-25-2165
●道外			
970	東京支店	東京都中央区日本橋室町3丁目2番1号 日本橋室町三井タワー5階	03-3241-3276
983	仙台支店	宮城県仙台市青葉区中央3丁目1番24号 荘銀ビル6F	022-224-5311

所在地	電話番号
プライベートバンキングセンター札幌中央 札幌市中央区北1条西24丁目2番11号 鳥居前支店内	011-688-5065
プライベートバンキングセンター札幌東 札幌市東区北23条東8丁目3番5号 美香保支店内	011-776-7007
プライベートバンキングセンター札幌西 札幌市西区山の手3条1丁目3番22号 琴似支店内	011-213-9446
プライベートバンキングセンター札幌南 札幌市南区澄川3条2丁目3番11号 澄川支店内	011-876-0066
プライベートバンキングセンター麻生 札幌市北区麻生町5丁目1番24号 麻生支店内	011-788-2794
プライベートバンキングセンター月寒 札幌市白石区南郷通19丁目南3番5号 流通センター前支店内	011-876-8218
プライベートバンキングセンター白石 札幌市白石区本通5丁目北1番22号 白石支店内	011-827-7355
プライベートバンキングセンター厚別 札幌市白石区南郷通19丁目南3番5号 流通センター前支店内	011-595-8248
どうぎん保険プラザ大通 札幌市中央区大通西4丁目1番地 新大通ビルディング1階	011-233-1322
ローンプラザ 大通 札幌市中央区大通西4丁目1番地 新大通ビルディング2階	011-233-1122
ローンプラザ 麻生 札幌市北区麻生町5丁目1番24号 麻生支店内	011-707-5180
ローンプラザ 新さっぽろ 札幌市厚別区厚別中央2条5丁目7番2号 新さっぽろ支店内	011-896-2501
ローンプラザ 月寒 札幌市豊平区月寒中央通7丁目3番13号 月寒支店内	011-595-8017
ローンプラザ 琴似 札幌市西区山の手3条1丁目3番22号 琴似支店内	011-676-8339
ローンプラザ 函館 函館市美原1丁目18番7号 美原支店内	0138-42-1700
ローンプラザ 旭川 旭川市豊岡3条3丁目2番9号 豊岡支店内	0166-26-0198
ローンプラザ 苫小牧 苫小牧市表町2丁目1番14号 王子不動産第3ビル1階	0144-33-9920
ローンプラザ 釧路 釧路市北大通10丁目2番地1 釧路支店内	0154-23-3118
ローンプラザ 帯広 帯広市西3条南9丁目23番地 帯広経済センタービル東館2階	0155-23-7173
ローンプラザ 千歳 千歳市千代田町7丁目1789番3 千歳ステーションプラザ1階	0123-27-4500
ローンプラザ 小樽 小樽市稲穂2丁目8番9号 小樽支店内	0134-24-5900
ローンプラザ 室蘭 室蘭市中島町1丁目22番5号 室蘭支店内	0143-46-7700
ローンプラザ 北見 北見市栄町1丁目1番地の7 北見とん田支店内	0157-61-1200
ラビッド支店	0120-433-919
地下鉄大通駅出張所 (口座開設プラザ・外貨両替プラザ) 札幌市中央区南1条西4丁目 日之出ビル地下2階	011-233-1167

※2023年11月現在

北海道銀行	
()支店
担当 (
電話番号	
()



【商号等】株式会社北海道銀行 登録金融機関 北海道財務局長(登金)第1号
【加入協会】日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会